

議案第 6 1 号

天理市国民健康保険条例の一部改正案

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正する

平成18年 9 月 7 日提出

天理市長 南 佳策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号の一部を次のように改正する

第4条を次のように改める

第 4 条 削除

第6条第 1 項中「30万円」を「35万円」に改める

第1条の2中「国民健康保険法施行令の次に昭和33年政令第362号）を加える

第1条の3第 1 号中「特定療養費」を「入院時生活療養費 保険外併用療養費」に改める

附則第 2 項の見出しを（平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）に改め 同項中「平成17年度」を「平成18年度」に改め 同条第 1 号中の「入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費」を「国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前国保法」という）第52条の規定による入院時食事療養費 平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」とを加え、平成18年改正前国保法第16項を「第17項」に改め「相当する額の次に係る入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費」とに係る平成18年改正前国保法第52条の規定による入院時食事療養費 平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」とを加え、第5項を「第6項」に改める

附則第15項を附則第16項とし、附則第 6 項から附則第14項までを 1 項（繰り下げる

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め 同項を附則第 6 項とする

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に 1 項を加える

（平成19年度から平成21年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

3 平成19年度から平成21年度までの各年度おける第11条の3の規定の適用は同条第1号中「保健事業に要する費用の額あるは保健事業に要する費用の額法附則第16項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第16項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と同条第2号中「~~他の~~法附則第16項の規定による交付金~~の他~~」を附則にの2項を加える

(条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料賦課の特例)

17 世帯主又は世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号 以下

租税条約実施特例法）第3条の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得 配当所得 譲渡所得 一時所得及び雑所得を有する場合おける第13条及び第19条第1項の規定の適用は、この規定中「~~及~~山林所得金額あるは~~及~~山林所得金額並に租税条約実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と第13条第1項中「同条第2項あるは地方税法第314条の2第2項と同条第2項中「~~又~~山林所得金額あるは~~若~~山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と同法第313条第9項あるは地方税法第313条第9項と第9条第1項第1号中「山林所得金額の算定あるは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額算定する

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料賦課の特例)

18 世帯主又は世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合おける第13条及び第19条第1項の規定の適用は、この規定中「~~及~~山林所得金額あるは~~及~~山林所得金額並に租税条約実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と第13条第1項中「同条第2項あるは地方税法第314条の2第2項と同条第2項中「~~又~~山林所得金額あるは~~若~~山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と同法第313条第9項あるは地方税法第313条第9項と第9条第1項第1号中「山林所得金額の算定あるは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等の額算定する

第2条 天理市国民健康保険条例の一部を次のように改定する

附則第9項中「第33条の3第1項」を「第33条の3第5項」に改める

附則第10項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改める

附則第11項中「第35条第1項」を「第35条第5項」に、「第4条第1項」を「第34条第4項」に改める

附則第12項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第6項」に改める

附則第13項中「第35条の2第6第1項」を「第35条の2第7項」に改める

附則第14項中「第35条の3第3項」を「第35条の3第13項」に、「(地方税法)」を「(同法)」に改める

附則第15項中「第35条の4第1項」を「第35条の4第4項」に改める

附則第16項中「~~本~~同条第1項」を削る

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例第6条第1項の規定は平成18年10月1日以後の出産より支給給付金を適用し、同日前の出産より支給給付金は従前の例による